

# 第1章 はじめに

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言<sup>1</sup>」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約<sup>2</sup>」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)<sup>3</sup>」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)<sup>4</sup>」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)<sup>5</sup>」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年(平成6年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官<sup>6</sup>が設置され、2006年(平成18年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れのなかで、新たに国連人権理事会<sup>7</sup>が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年<sup>8</sup>」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年(平成18年)に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)<sup>9</sup>」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画<sup>10</sup>」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年(平成17年)～2009年(平成21年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画(2010年(平成22年)～2014年(平成26年))に基づく取組が推進され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画(2015年(平成27年)～2019年(平成31年))の取組、2020年(令和2年)からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第4フェーズ行動計画(2020年(令和2年)～2024年(令和6年))が進められています。

国連決議はさらに、第4フェーズ行動計画を「持続可能な開発目標」(SDGs)<sup>11</sup>の目標4.7「2030年(令和12年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を

通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んでいます。

なお、2011年(平成23年)には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則<sup>12)</sup>」が承認され、指導原則として、『①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス』が規定されています。この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考慮され、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成にかかわらず、多国籍企業及びその他の企業を含むとされて、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別が無いように特に注意を払うことを求めています。

さらに、国連人権高等弁務官事務所は、世界的な「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、この緊急事態のもと、世界的に人権が制約や制限を受ける事態が生じる可能性があるとしています。この「重大な脅威」に対して、各国が緊急措置をとることは、国際法でも認められていますが、私たちの「人権を実現する責務を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくることも起こりえりとし、その制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じように適用され、制限の範囲や期間が明らかになり、制限の度合いはできるだけ低いものでなければならぬという国際的指針「COVID-19ガイダンス<sup>13)</sup>」を提言しています。

## 2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年<sup>14)</sup>」、「国際児童年<sup>15)</sup>」、「国際障害者年<sup>16)</sup>」、「国際識字年<sup>17)</sup>」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備され、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図る施策が推進されてきました。2020年(令和2年)には、近年の企業活動における人権の尊重への国際的な要請の高まりから、「ビジネスと人権に関する行動計画<sup>18)</sup>」が取りまとめられ、SDGsの達成に寄与することが期待されています。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)については、1965年(昭和40年)の同和对策審議会の答申<sup>19)</sup>に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和对策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーション<sup>20)</sup>あるいは共生社会の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会<sup>21)</sup>をはじめとした関係機関から、同和問題(部落差別)や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年

推進本部」が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)<sup>22</sup>」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)<sup>23</sup>」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画<sup>24</sup>」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

その後も、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法<sup>25</sup>」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)<sup>26</sup>」などが整備されるとともに、2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)<sup>27</sup>」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)<sup>28</sup>」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)<sup>29</sup>」のいわゆる人権三法が施行されるなど、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

しかしながら、2020年(令和2年)に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化する中で、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

### 3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画<sup>30</sup>」を、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画<sup>31</sup>」を、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定し、知事を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に取り組んできました。

「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」においては、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを行っています。

こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施してきました。

また、府内の全市町村においても計画や指針が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せています。

さらに、世界人権宣言採択の周年事業として、70周年に当たる2018年(平成30年)11月18日に、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局、京都人権啓発推進会議<sup>32</sup>及び(公財)世界人権問題研究センター<sup>33</sup>の五者による「世界人権宣言70周年京都アピール」を発表しました。

このアピールは、2016年(平成28年)に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が相次いで施行され、いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしており、これらの人権問題の解決に向けた取組を進めることが必要であるとともに、いわゆるLGBTなど、性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題であるにとらえた上で、私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していくことを呼びかけたものであり、今後とも、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。

2020年(令和2年)に実施した「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」に関する府民調査によると、2014年(平成26年)調査と比較して、「府民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合や「最近5年間に人権啓発に関する研修会に参加した経験のある人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえる一方で、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が減少するとともに、子どもの結婚や住宅の購入等に関して、障害のある人、被差別部落出身者、外国人に対する差別意識や偏見が依然として存在していることがうかがわれます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する質問では、感染した人を特定しようとする行為について、約半数が「許されない行為であり、感染拡大に支障が生じる」と答える一方、約1/4が「身近な地域で感染が判明した場合、やむを得ない」と答えています。

今後も引き続き、府民の人権意識の高揚や新たな人権課題などを踏まえた人権教育・啓発に取り組むことが必要です。